

# 地方税財源の充実強化について

本年 6 月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、「地方税財源の充実確保」は、一つの柱と位置付けられ、地域主権を支える財政基盤の確立のため、「国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す」ことを明記している。

しかしながら、財政面での地域主権改革の柱となる一括交付金化については、制度本来の目的が地方の自由度を高めることにあるにもかかわらず、国の財源捻出の手段としての議論がみられるとともに、関係省庁の消極姿勢が鮮明となっている。

また、地方交付税についても、平成 23 年度の概算要求で前年度とほぼ同額を確保することで、地方の安定的な財政運営に必要となる財源確保を目指しているが、社会保障分野など、増大する地方の役割に対し、その役割に見合った税財源が十分確保されるか不透明な状態である。

このような地方財政の危機的な状況を踏まえ、地域主権型社会に相応しい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

## 1 地方財政の充実強化

(1) 6 月に閣議決定された財政運営戦略において、「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

また、法定率の引上げによる交付税の増額や、それに伴う臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方の一般財源総額を安定的に確保すること。

さらに、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

(2) 一括交付金の導入に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の意見を十分に踏まえながら、国の関与をできる限り排し、実質的に地方の自主財源への転換が図られるよう制度設計すること。

加えて、一括交付金化を決して国の歳出削減の手段とせず、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、現行補助金等の総額の維持を基本に所要の予算総額を確実に確保するとともに、配分に当たっては、財政力が弱く、社会資本整備が遅れた地方のニーズに配慮すること。

## 2 地域主権型地方税制の確立

(1) 地域主権の下、地方公共団体が住民ニーズに応じた行政運営を行うため

には、一般財源の充実により、自主的・自律的な財政基盤を確立させることが不可欠である。このため、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと。

- (2) 税財源の移譲に伴い、地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の復元・充実を基本として、財源調整及び財源保障のための制度を検討すること。
- (3) 地方において、今後確実に増大が見込まれる社会保障や住民生活に必須の行政サービスが安定的に提供できるよう、税源の偏在が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的な改革を早急に行うこと。なお、地方消費税の引上げは、経済状況に配慮しつつ、更なる行財政改革の断行と国民の理解を前提に、低所得者等の負担にも配慮した上で実現を図ること。
- (4) 地球温暖化対策をはじめとする環境政策の推進に当たっては、地方自治体も大きな役割を担っていることから、新たな環境関連地方税を創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを導入すること。

また、国が地球温暖化対策税を創設する場合には、特定の地域や産業へ過度の負担が生じないように十分配慮するとともに、その一定割合を地方税財源とすること。

平成22年11月17日

#### 中国地方知事会

|       |   |   |   |    |
|-------|---|---|---|----|
| 鳥取県知事 | 平 | 井 | 伸 | 治  |
| 島根県知事 | 溝 | 口 | 善 | 兵衛 |
| 岡山県知事 | 石 | 井 | 正 | 弘  |
| 広島県知事 | 湯 | 崎 | 英 | 彦  |
| 山口県知事 | 二 | 井 | 関 | 成  |